

# 物価高騰対応重点支援給付金 こども加算（5万円／児童）のご案内



## 支給対象（給付は世帯主）

令和5年12月1日（基準日）に、  
以下のいずれかの世帯に扶養される

### 18歳以下の児童（平成17年4月2日生まれ以降のこども）

- (1) 世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税の世帯
- (2) 世帯全員の令和5年度住民税所得割が非課税で、  
うち少なくとも1人が住民税均等割のみ課税に該当する世帯

※ただし、日本国外に住所を有する児童（留学している児童は除く）は対象外です。

## 手続き方法

- ① 該当の世帯に、「支給決定通知書兼確認書」が届きます。
- ② 「支給決定通知書兼確認書」が届いた世帯は、原則、手続不要で、  
通知書に記載された金額を物価高騰対応重点支援給付金の給付を  
受けた口座に振り込みます。

※支給決定通知書兼確認書が届かない場合や、配偶者やその他親族からの暴力等を受けている  
など特別な事情がある場合は、お問い合わせください。

## 申請が必要な場合

同一世帯でない児童（平成17年4月2日生まれ以降のこども）を扶養している場合や、基準  
日（令和5年12月1日）を過ぎて出生した児童がいる場合などは申請が必要となりますので、お  
問い合わせください。

申請期限：**令和6年8月31日（土）** 消印有効

**！** 給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意下さい！

自宅や職場などに国や県、市(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、  
最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



## お問い合わせ

〒744-8585 下松市大手町3丁目3番3号

下松市臨時給付金担当 ☎ **0833-45-1896**

受付時間 9:00～17:00 土、日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く